

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

記

工事請負契約の変更について〔カナリーホール改修工事（電気設備工事）〕

令和8年9月1日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 20 日

時津町長 山 上 広 信

工事請負契約の変更について

町は、カナリーホール改修工事（電気設備工事）の変更について次のとおり決定する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約金額の減額 | 4, 427, 500 円 |
| 2 | 契約の相手方 | 長崎県長崎市大橋町 6 番 5 号
株式会社 三エ電機
代表取締役 小林 純一 |

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 1 項の規定に基づき、専決処分する。